

公告番号：R3-1

さくら斎場における売店運営事業者公募公告

さくら斎場における売店運営事業者の公募を行うので、規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月19日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

(公告事項) さくら斎場における売店運営事業者公募要項のとおり

さくら斎場における売店運営事業者公募要項

令和3年4月19日

1 目的

この要項は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（以下、「組合」という。）が式場を備えた公営の火葬場である「さくら斎場」において、売店を運営することの特殊性を考慮し、利用者に配慮した質の高いサービスを提供するとともに、コロナ禍において営業を継続するための工夫及び運営方法等に関する提案を受けるために公募を行い、さくら斎場にとって最も優れていると考えられる売店の運営事業者を選定することを目的とします。

2 公募対象

さくら斎場内で売店の運営（布団のレンタル及び自動販売機の設置を含む。以下、「売店の運営等」という。）ができる者

3 公募参加資格

次の全ての条件を満たす法人、団体又は個人であること。

- ① 千葉県内に「営業許可を受けた本社、本店、契約権限等を委任する支店、営業所等を有する法人」若しくは「所在する団体」又は「住所のある個人事業主」であること。
- ② 公営の火葬場のため、葬祭事業者でないこと。
- ③ 運営期間中、円滑に売店の運営等を直接行うことができること。
- ④ 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑤ 法人市民税又は法人町民税（個人にあつては住民税）を滞納していない者
- ⑥ 売店の運営等に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる者であること。
- ⑦ 事業活動上の行政処分を過去3年以内に受けたことがないこと。
- ⑧ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされた場合又は特別清算手続その他の清算手続が開始された場合又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

4 さくら斎場の運営日及び時間

(1) 火葬

① 運営日

友引日及び1月1日から3日までを除く日

② 火葬開始時間（斎場到着時間）

午前9時から午後3時まで

※施設の開場は、午前8時30分

※火葬にかかる時間（斎場到着から退場まで）は、およそ1時間30分

※1日あたりの火葬件数の上限は17件

(2) 式場

① 運営日

開始日（通夜日）が友引日の前日及び12月31日から1月2日までを除く日

② 開始時間（基本設定時間）

【第1式場】

通夜式：午後6時～待合室(食事)7時～9時

告別式：午前10時～火葬・待合室(食事)11時～午後0時30分

【第2式場】

通夜式：午後6時～待合室(食事)7時～9時

告別式：午前10時30分～火葬・待合室(食事)11時30分～午後1時

※上記、通夜式及び告別式の開始時間は変更が可能

5 売店の営業時間及び運営方法

① 営業時間及び運営方法は、優先交渉権者（最高評価の選定事業者）の提案に基づき、組合と当該者で詳細協議を行い決定する。

② 営業時間及び運営方法の提案内容は、原則として、上記「4 さくら斎場の運営日及び時間」に即したものでなければならない。

ただし、コロナ禍の影響を考慮するものとする。

③ 営業時間及び運営方法の提案内容は、利用者が不便なく公平に売店を利用できるものでなければならない。

6 使用許可期間等

(1) 期間

令和3年6月25日から令和6年6月27日まで

(2) 期間の変更

運営事業者の申し出により、開店準備等の理由から、上記(1)の期間を早めることができる。

ただし、自動販売機設置場所（2箇所）については、6月25日まで使用を許可している法人があるため変更することはできない。

(3) 期間満了後の延長

期間満了に伴ない、使用延長の申し出があった場合は、施設の使用状況や売店運営の実績などを勘案した上で、組合が3年以内の範囲で期間の延長を許可するものとする。

なお、3年を越える延長は行なわない。

7 使用許可条件等

(1) 使用許可

① 運営事業者は、売店の運営等で使用する部分（以下、「使用場所」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用するものとする。

② 使用許可は、使用許可期間にかかわらず年度ごとに受けるものとする。ただし、使用許可期間中は、特別の事情がない限り更新を行うものとする。

③ 売店の開店は、令和3年6月25日から7月1日までに行わなければならない。

ただし、組合の許可を得た場合は、この限りではない。

飲料の自動販売機は、6月25日に設置すること。なお、既設の自動販売機より台数（販売本数）が少ない場合は、売店の開店日まで支障を来たすことのないよう対応すること。

(2) 使用場所

別紙【売店、倉庫及び自動販売機設置場所】さくら斎場(1階平面図)・(2階平面図) 参照

- ① 売店 18.65㎡
- ② 倉庫 7.62㎡
- ③ 自動販売機設置場所 2箇所
(場所)
 - 1階自販機コーナー 5.95㎡(2台以上設置すること。)
 - 2階自販機コーナー 3.42㎡(1台以上設置すること。)

(3) 商品及び価格

- ① 原則、売店で扱う商品及びその価格は運営事業者が定めるものとする。
ただし、骨壺(分骨・胎児用は除く。)、棺、生花の取り扱いはできないものとする。
- ② 次に記載するものは、必須取り扱い商品とし、必ず扱わなければならない。

【必須取り扱い商品】

ア 販売品

- ・清涼飲料
- ・アルコール飲料(日本酒、ビール、ノンアルコールビール)
- ・菓子類
- ・会葬用小物(香典袋、御清め塩、黒ネクタイ、黒靴下、黒ストッキング)
- ・骨壺(2.5寸/覆い袋付き)

イ 布団のレンタル(貸し布団の取り次ぎ)

ウ 飲料の自動販売機(3台以上)

なお、うち2台(1階2階、各1台)は、3種類以上の電子マネー(交通系含む)での購入もできるようにすること。

(4) 注意事項

- ① 運営事業者は、使用場所を売店の運営以外の用途に使用しないこと。
- ② 運営事業者は、必須取り扱い商品又は許可を得た品以外の販売等を行わないこと。
- ③ 必須取り扱い商品及びその他の品等の具体的な品目については、組合と協議の上、決定すること。また、組合から販売品等の依頼があった場合は、店舗の運営に支障のない範囲で協力すること。
- ④ 申請時の販売価格を変更する場合及び販売品を変更する場合の販売価格は、社会通念上、適切な価格とし組合の了承を得ること。
- ⑤ 運営事業者は、売店及び自動販売機周辺に回収ボックスを設け、回収した缶・ペットボトル等の適正な処理を行うこと。また、売店から排出するその他のゴミ類についても、運営事業者の負担により適正に処理を行うこと。
- ⑥ 運営事業者は、売店の運営等において運営事業者の責めに帰すべき理由により第三者又は組合に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- ⑦ 従業員には、ご遺族や会葬者の心情に配慮した接遇を指導し実行させること。
- ⑧ さくら斎場の電気設備点検等に伴い、停電する場合は協力すること。
なお、停電時の商品管理については、運営事業者が行うものとする。

(5) 費用負担

運営事業者の負担とする費用は、次のとおりです。

① 使用場所（売店、倉庫及び自動販売機設置場所）の使用料

運営事業者は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、使用場所に係る使用料（以下、「行政財産目的外使用料」という。）を組合の請求により毎月納付するものとする。

行政財産目的外使用料の月額、下記のとおりとする。ただし、当該使用料は、条例第11条を算定の基礎とするので使用許可期間後は金額が変動する場合がある。（※1）

なお、1ヶ月に満たない期間は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

また、本使用許可期間については、コロナ禍等の影響を考慮して、運営事業者の申請により下記の金額を減免するものとする。（※2）

【行政財産目的外使用料（月額）】

令和3年6月25日から令和6年6月27日まで

使用料の月額（税込み）	<u>29,804円（※1）</u>
減免額	<u>△18,804円（※2）</u>
当該期間の月額（税込み）	11,000円

② 電気使用料相当額

運営事業者は、電気使用料相当額について、子メーター（子メーターは組合が設置管理する。）と電力量料金単価等（料金単価等は変動する。）により算出した金額を組合の請求により毎月納付するものとする。

【参考：実績（平均月額）】

令和2年度	15,124円（税込み）
令和元年度	18,336円（税込み）
平成30年度	20,874円（税込み）

③ 売店の運営等に必要な備品等の購入及び設置経費。備品等の設置に関しては、事前に組合の了承を得ること。

④ 外線電話・FAXを開設する経費及び維持管理費。

⑤ 既存の電気配線以外を使用する場合は、分電盤以降の配線工事費。なお、同工事に関しては、事前に組合の了承を得ること。

⑥ 使用場所を清掃する経費。

⑦ 売店の運営等に必要な営業許可等を取得する経費。

※許可証の写し等を組合に提出すること。

⑧ 発生するゴミ類を処理する経費。

※組合が指定するゴミ置き場を無償で使用できるものとする。

⑨ 従業員の人件費及び運営に係る一切の経費。

⑩ その他、必要な経費。

※ 組合が保有する既設の冷蔵庫、レジカウンター及び陳列棚については、無償での貸し出しが可能である。（希望者は、現物をご確認ください。詳しくは、お問い合わせください。）

なお、既設の冷蔵庫等が故障し使用できなくなった場合、組合は新たに冷蔵庫等の貸し出しは行いません。

(6) 定期報告

- ① 運営事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、組合に提出するものとする。
- ② 運営に関して発生した問題等については、速やかに報告のうえ、当該事業者の責任と費用において対応するものとする。

6 応募手続き等

(1) 公募要項等の入手方法

組合ホームページからダウンロードしてください。

※ホームページアドレス <https://www.fune-sakurambo.jp/> ⇒ 入札・公募情報

(2) 質問及び回答

質問のある場合は、「さくら斎場における売店運営業者公募要項等 質問書」に質問事項を記入して、電子メール又はFAXにより、下記の期限までに送付してください。

送付後、電話でご連絡ください。

① 質問書の提出期限 令和3年4月27日(火)午後5:00まで(必着)

② 質問書の送付先

ア 電子メール fune-sakurambo@catv296.ne.jp

※電子メールの件名は「さくら斎場売店質問書 御社名」としてください。

イ FAX 043-486-2304

③ 質問に対する回答 令和3年4月30日(金)

質問及び回答は、組合のホームページに掲載するとともに質問者に電子メール又はFAXにより送付します。

なお、質問及び回答は、本公募要項等の追加又は修正として扱うものとします。

また、組合から本公募要項等の補足や訂正等がある場合、質問及び回答と併せてホームページに掲載し、本公募要項等の追加又は修正として扱うものとしますので、必ずご確認ください。

(3) 応募期限

令和3年5月14日(金)午後5:00まで

(4) 提出書類の提出方法

郵送又は持参(応募期限までに必着)

(5) 提出先

〒285-0043 千葉県佐倉市大蛇町790-4

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 事務局

(6) 提出書類

No.	分類	提出書類	提出部数
①	共通	応募申請書（様式－1）	各1部
②	法人	印鑑証明書	
	個人事業主	印鑑登録証明書	
③	法人	履歴事項全部証明書 ※法人以外の団体にあつては、相当する書類（団体名、所在地、代表者役員等の記載があるもの）	
	個人事業主	住民票	
④	法人	国税の納税証明書（その3の3） ※「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書（法人用）	
	個人	国税の納税証明書（その3の2） ※「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書（個人用）	
⑤	法人	法人市民税又は法人町民税の納税証明書 ※直近のもの（未納がないこと）	
	個人事業主	住民税の納税証明書 ※直近のもの（未納がないこと）	
⑥	法人のみ	定款の写し ※法人以外の団体にあつては、会則、規則などの写し	
⑦	法人	貸借対照表及び損益計算書の写し（最新のもの）	
	個人事業主	確定申告書の写し（最新のもの）	
⑧	共通	さくら齋場売店事業計画書（様式－2）	6部

※提出書類 No. ②、③、④、⑤のいずれも申請日以前3か月以内に発行されたものとする。
（複写したものは不可）

※団体にあつての提出書類は、法人に準ずる。

7 応募申請に関する確認

組合は選定に際し、提出書類の内容について確認をするため、応募者に連絡（聞き取り）をすることがあります。

8 選定方法

応募書類により、「さくら齋場売店運営事業者選定委員会設置要領」に基づき設置された委員会において、最高評価の選定事業者1者、及び次点事業者1者を選定します。

選定事業者を優先交渉権者とし、協定の締結に向けて交渉を行います。選定事業者と協定の締結ができない場合は、次点事業者と交渉を行います。

最高評価が2者以上ある場合は、委員の投票により選定事業者を決定します。

なお、評価点が基準の60点（選定委員の平均）に達しない者は、選定事業者としません。

9 選定の審査項目

- (1) 企業概要（団体、個人事業主にあつては活動内容等）
- (2) 店舗等経営（運営）実績
- (3) コロナ禍における営業（運営）に関する提案
- (4) 従業員の配置
- (5) 衛生管理
- (6) 販売品等の価格

※ 評価内容及び配点の基準については、別添「さくら斎場売店運営事業者選定評価基準」を参照ください。

10 結果通知

令和3年5月下旬頃

選考の結果については、文書で通知します。

なお、選定事業者1者は、組合ホームページで名称と評価点を公表します。

11 その他

- ① 関係法令、関係条例及び規則等を遵守しなければならない。
- ② 運営事業者は、当該売店の営業権利を譲渡し又は転貸してはならない。
- ③ 運営事業者は、営業の全部を第三者に委託してはならない。
- ④ 提出された書類は返還しません。
- ⑤ 参加申請に係る費用は、申請者の負担とします。
- ⑥ 葬家（葬祭事業者等含む。）による斎場内への飲食物の持ち込みは、禁止していません。
- ⑦ 通夜振舞いは、原則として、通夜式（読経）終了後となります。
- ⑧ 運営事業者は、非常時や災害時には組合と連携し協力するものとする。
- ⑨ 運営事業者は、業務上知り得た秘密、個人情報、行政情報等を第三者に漏らしてはならない。このことは、使用許可期間満了後においても同様とする。
- ⑩ 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、組合と運営事業者で協議して決定するものとする。

12 さくら斎場の概要（参考）

(1) 施設概要・利用状況

- ① 火 葬 炉 … 8 炉（1日あたりの火葬件数の上限は17件である。）
火 葬 件 数 … 令和2年度 2,921件 前年度比 ▲2件 (▲0.1%)
令和元年度 2,923件

- ② 式 場 … 2室

施設概要 … 遺族控室（和室6畳及び3畳）で宿泊ができる。
風呂及びシャワー室は、現在ありません。

式場使用件数 … 令和2年度 411件 前年度比 ▲109件 (▲21.0%)
令和元年度 520件

【コロナ禍の影響】令和2年度 式場使用件数 411件の内訳

通夜式に食事を行ったもの	148件（全体の36.0%）
通夜式を行って食事を行わないもの	128件（全体の31.1%）
通夜式を行わないもの	135件（全体の32.9%）

③ 待 合 室 … 8室（このほか、会議室2室を待合室として使用する。）

(2) 来場者（会葬者）数

コロナ禍の影響により、前年度より来場者数が大幅に減少している。

年 度	区分	時 間 帯	利用可能 日数	実際の 稼働日数	稼働率	来場者（会葬者）数
令和2年度	火葬	9:00～17:00	303日	303日	100.0%	1日平均 約 98人
	通夜	17:00～21:00	303日	219日	72.3%	1日平均 約 40人
令和元年度	火葬	9:00～17:00	304日	304日	100.0%	1日平均 約142人
	通夜	17:00～21:00	304日	272日	89.5%	1日平均 約100人

(3) 式場改修工事の予定

令和3年度から令和5年度までの3か年に向け、各年度において、第1式場及び第2式場ごとに1か月程度の工事を行う予定である。工事を行う式場は使用ができない状況となる。

(4) その他については、ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.funne-sakurambo.jp/>

1.3 問い合わせ先

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（さくら斎場）事務局 施設管理班

所在地 : 〒285-0043 千葉県佐倉市大蛇町790-4

電話番号 : 043-484-0846

FAX : 043-486-2304

メール : funne-sakurambo@catv296.ne.jp